

**北海道生物多様性保全計画
(第2次計画) (たたき台) <概要>**

令和6年3月1日

北海道環境生活部自然環境課

北海道生物多様性保全計画の見直し

現行計画が、策定後概ね10年が経過したこと、また、令和5年3月に新たな国家戦略が決定されたことから、現行計画を改定し、次期計画を策定する

見直しのポイント

- 2050年までの長期目標と2030年までの中期目標を設定
- 生物多様性の損失の低減と回復の増進を図ることを中期目標として設定
- 地域課題の解決や地域づくりに生物多様性の活用を図ることを基本方針の一つとして設定
- 道民や事業者などが生物多様性に負荷を与えない行動への変容を図ることを基本方針の一つとして設定

位置付け

- 本道の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の方向性を示す
- 「生物多様性基本法」及び「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づく「地域戦略」
- 「北海道環境基本計画（第3次計画）」の個別計画として策定
- 生物多様性基本法に基づき国が策定した「生物多様性国家戦略2023-2030」を基本として策定

計画期間

- 令和12年度（2030年度）まで <計画の目標年を2030年に設定>

構成

- 本編：計画の位置付け、目標、基本方針、目指すべき状態、取るべき行動などを記載
- 行動計画編：基本方針ごとの取り組む施策や指標を記載
- 基礎資料編：本道の自然環境の状況や用語の解説などを記載

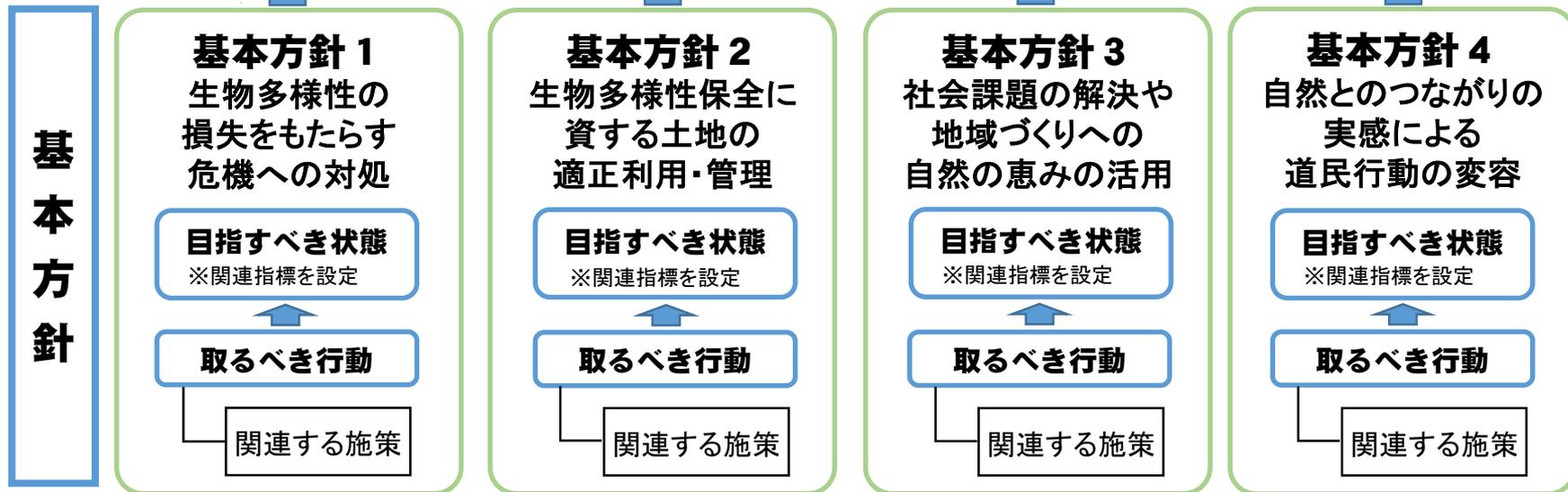
北海道生物多様性保全計画（第2次計画）（たたき台）

2050年までの長期目標：自然と共生する社会の実現

- 誰もが生物多様性の保全や持続可能な利用に関心を持ち、生物多様性への負荷を低減した持続可能なライフスタイルを実践しているとともに、多様な主体が気候変動対策と調和した生物多様性の保全や回復に関する活動の実施又は活動に参加することにより、道民の生活の向上と生物多様性の保全の双方が両立している「自然と共生する社会」の実現

2030年までの中期目標：生物多様性の損失の低減と回復の増進

- 生物多様性国家戦略2023-2030が目指すネイチャーポジティブの実現への貢献を視野に、自然とのつながりの重要性を実感し、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の損失の低減と回復の増進を図る



横断的・基盤的取組：調査研究、情報発信、様々な連携、人材育成、環境教育、普及啓発

基本方針 1 生物多様性の損失をもたらす危機への対処

目指すべき状態

- 生態系の規模が全体として増加し、それらの質が向上している
- 生物多様性への負荷が低減されている

取るべき行動・関連する施策

- 希少種の保全、外来種の防除、劣化した生態系の再生等、生物多様性の回復に向けた取組を実施する
 - 希少種の保全
 - 外来種の防除
 - 損失・劣化した生態系の再生
 - すぐれた自然地域を核とした生態系の機能の保全
- 土地利用の変化による生物多様性への影響を回避・低減する
 - 各種開発行為に係る規制の適切な運用
 - 環境影響評価制度の適切な運用
 - 道が実施する公共事業における環境配慮の実施
 - 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準の設定
 - 適切な情報提供を通じた事業者の自主的な配慮促進
- 事業所・家庭等から発生する汚染・廃棄物による、生物多様性への負荷を軽減する
 - 大気汚染の防止
 - 水質汚濁の防止
 - 廃棄物の削減
 - 環境調達の実施
- 野生鳥獣とのあつれきの軽減に向けた取組を実施する
 - 鳥獣の保護管理の適切な実施
 - 鳥獣による被害の実態に応じた対策の実施
- 生物多様性の保全・再生に資する、農林水産業者等の環境負荷低減事業活動を推進する
 - 持続可能な農林水産業の推進
 - 遺伝子組換え生物による環境への影響の防止

基本方針 2 生物多様性保全に資する土地の適正利用・管理

目指すべき状態

- 道外や国外も含め、様々な地域との間の生物多様性のつながりが形成されている
- 生物多様性保全に貢献するエリアが十分に確保され、将来にわたる保全管理体制が構築されている

取るべき行動・関連する施策

- 渡り鳥等の広域的に移動する動物の渡来地等の保全を通じ、道外・国外との生態系のつながりを強化する
 - 国際的な生態系ネットワークの保全上重要な地域の維持管理
- アンブレラ種の生息環境の改善を図るとともに、流域や山系等を基盤としてつながる複数の生態系の包括的な機能向上を図る
 - 流域全体の生態系機能の強化
 - 生態系のつながりを考慮した保全施策の実施
 - みどりの機能と連続性を考慮した都市緑化の推進
- 法令に基づき指定される保護地域を適正管理するとともに、地域の状況に応じ区域の見直しを実施する
 - 保護地域の指定及び見直しの実施
 - 保護地域の管理の有効性の確保
- 国が認定する自然共生サイトへの登録と、その持続的な管理を促進する
 - 自然共生サイトの登録及び更新の促進
 - 自然共生サイトの維持管理の支援
- 保護地域や自然共生サイト以外の地域も含め、生物多様性の状況の把握や保全を、地域において計画的に進める取組を促進する
 - 保護地域及び自然共生サイトに該当しない地域での生物多様性保全のあり方の検討
 - 保全と管理での市町村や事業者、市民との連携した取組の促進

基本方針 3 社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用

目指すべき状態

- 本道の抱える様々な課題が、生物多様性の保全や利用を通じて統合的に解決されている
- 自然を活かした持続可能な地域づくりが行われている

取るべき行動・関連する施策

- 生物多様性保全と気候変動緩和策・適応策との便益の相反の最小化及び相乗効果の最大化を促進する
 - 気候変動対策に伴う生態系への影響の把握及び対応
 - 自然を活用した気候変動緩和策の推進
 - 自然を活用した気候変動適応策の推進
- 自然資源を持続可能な方法で利用する、北海道らしい循環型社会を形成する
 - 3Rの推進を通じた資源利用の削減による環境負荷の低減
 - バイオマス資源の積極的な活用の推進
- 地域の自然資本を持続的かつ積極的に活用した地域づくりを推進する
 - 地域の自然の魅力を活用した誘客の促進
 - 自然を活用した地域課題への対処と地域振興を通じたまちづくりの促進
 - 地域資源としての鳥獣の捕獲個体の有効活用
 - 自然環境に負荷をかけない持続可能な体験活動の促進
- 縄文文化やアイヌ文化など地域の自然を背景とした文化の保存・継承や振興を図る
 - 縄文文化やアイヌ文化など地域文化の保存・伝承や普及啓発の推進

基本方針 4 自然とのつながりの実感による道民行動の変容

目指すべき状態

- 日常生活と自然のつながりが強化されている
- 自然との共生に向け道内社会の意識と行動が変容している

取るべき行動・関連する施策

- 自然とのふれあいの場や自然のしくみを学ぶ機会の増大を図る
 - 自然とのふれあいの場の整備及び適切な維持管理
 - 自然とのふれあいを通じた人と自然との関わりを学ぶ機会の提供
- 経済活動における生物多様性への配慮を促進する
 - 事業活動における生物多様性への配慮促進
- 生物多様性への負荷の少ない消費・生活活動を推進する
 - 道民の環境に配慮した行動の推進
- 動物との適切な付き合い方を通じ、生命尊重の意識醸成を図る
 - 人と動物との関係の理解及び適切な関係構築の促進
- 環境教育などを通じ、生物多様性の重要性や、人と自然の適切な関係構築に係る理解の増進を図る
 - 生物多様性に関する教育の推進

横断的・基盤的な取組

横断的・基盤的な取組

- 生物多様性に関する調査研究や情報集積を行い、それらの情報を効果的に発信する
＜関連する施策＞
 - 生物多様性に関する調査研究・モニタリングの推進
 - 生物多様性に関する情報の集積・発信
- 世界目標や国家戦略の達成への貢献を視野に、道を含む国内外の様々な主体間の連携を促進する
＜関連する施策＞
 - 市町村による生物多様性地域戦略の策定促進
 - 国際的な連携
 - 国との連携・協力
 - 道外の地方公共団体との連携
 - 道内の市町村との連携
 - 事業者・関係団体等との連携
- 地域で活躍する人材の育成や、マッチング等を通じた効果的な人材の活用を図る
＜関連する施策＞
 - 自然の活用をコーディネートできる人材の育成及び効果的な活用
 - 生物多様性に関する教育の推進（再掲）

計画推進の仕組み

各主体の役割

- 道民：多様性保全を意識した生活へ切り替え等
- 関係団体：地域の生物多様性保全をけん引等
- 事業者：環境配慮、負荷をかけない事業活動等
- 市町村：生物多様性保全の考え方を施策に反映等
- 道：国、市町村、団体等と連携した計画の推進等

連携体制の構築

- 国：多様性保全に係る情報共有、連携等
- 道庁内：施策連携、情報共有等
- 市町村：圏域協議会等を通じ情報共有等
- 関係団体、事業者、道民：環境道民会議等を活用した連携等

計画の点検評価及び見直し

- 計画の着実な推進を図るため、施策の実施状況について、毎年度作成する北海道環境白書で公表
- 計画の中間年度の令和9年度を目途に、目標の達成状況について中間評価
- 目標年度の令和12年度に点検評価を実施、その結果や国の生物多様性国家戦略を踏まえ、計画の見直し